

就労継続支援B型の利用に係る
アセスメント取扱いマニュアル
(支援学校等在校生用：【就労選択支援】導入後)

令和8年4月(第1版)

本マニュアルに記載された取扱いは、京都市が支給決定を行う方に対する取扱いです。他市町村が支給決定を行う利用者に関しては、当該市町村の取扱いを必ず御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、令和8年度時点の高等部2年生から適用するものです。

令和8年度時点の高等部3年生までは、従来の「就労継続支援B型の利用に係るアセスメント取扱いマニュアル」をご確認ください。

また、令和8年度時点の高等部2年生以降の方で、就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向があり、就労選択支援を利用する場合にも、本マニュアルをご参考ください。

目 次

1	就労継続支援B型の利用について	P1
2	就労選択支援とは	P1
3	アセスメント実施体制について	P2
4	就労選択支援事業所での2次アセスメントを受けることができないと思われる方への対応について	P4
5	アセスメントの要否、実施者の判断の流れ	P5
6	就労選択支援の利用に係るスケジュール（全体像）について	P6
7	就労選択支援の利用に係る流れ（時期・主体ごとの詳細）について	P7
8	Q&A	P15

1 就労継続支援B型の利用について

制度上、就労継続支援B型（以下単に「B型」という。）の対象者は、

- ① 就労経験がある方で、年齢や体力面で雇用されることが困難となった方
- ② 年齢が50歳以上の方又は障害基礎年金1級を受給されている方
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない方であって、就労選択支援事業所により、就労面に係る課題等の把握が行われている方

※ 一般就労中の一時的な利用の場合

令和6年度報酬改定により認められることとなった「一般就労中の一時的な利用」として就労継続支援B型を利用する場合（i 労働時間延長支援型、ii 復職支援型、iii 就労継続支援短時間型）については、①～③とは別に、個別に対象者・利用条件が定められています。

とされています。

①及び②以外の方がB型を利用するには、③の要件を満たす必要があるため、就労選択支援事業所が行うアセスメントを受けていただくこととなります。

※ 以下の説明では、①及び②の方を指して「原則の対象者」と呼ぶことがあります。

2 就労選択支援とは

(1) 趣旨

障害のある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するものです。

(2) サービスの内容

就労選択支援は障害福祉サービスの1種です。事業所から利用者に提供されるサービスの主な内容は、以下のとおりです。

① 作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）

短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向を整理します。

② アセスメントシートの作成

アセスメント結果を取りまとめ、本人が希望する就労支援を検討するために活用します。

③ 多機関連携によるケース会議（以下「多機関連携会議」という。）

本人や保護者、地域の関係機関とアセスメント結果を共有し、就労選択支援利用後の適切な支援につなげていくための会議を開きます。

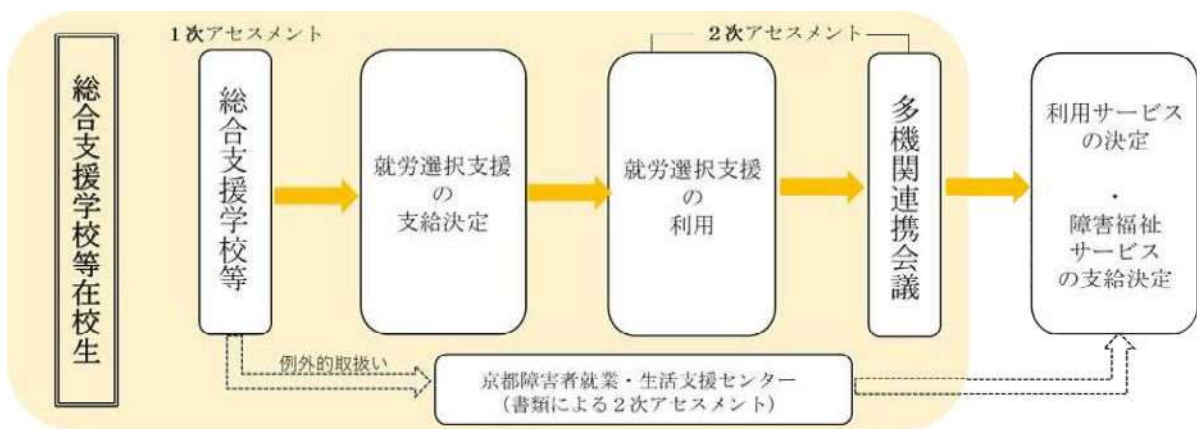
④ 事業者等との連絡調整

就労選択支援利用後に、本人が障害福祉サービス事業所やその他の支援機関を利用することが想定される場合は、就労選択支援事業所がアセスメント結果を関係機関等に共有する。

3 アセスメント実施体制について

(1) アセスメントの実施フロー

京都市の支援学校等在校生に対しては、就労選択支援として行う上述のアセスメント（これを以下「2次アセスメント」という。）に先立ち、支援学校等が主体となって実施するアセスメント（これを以下「1次アセスメント」という。）が行われます。



(2) アセスメントの実施者

利用者	1次アセスメント実施者	2次アセスメント実施者
支援学校等 在校生	支援学校等	就労選択支援事業所（注）
		例外 就労選択支援事業所での対応ができない方についてのみ、京都障害者就業・生活支援センターへ依頼

注 2次アセスメント実施者（就労選択支援事業所）の選定について

円滑に2次アセスメントを実施するため、学校毎に、主として利用する事業所が選定されます。

※ 本人・保護者が、これと異なる事業所を希望する場合は、希望する事業所を利用して差し支えありません。

(3) サービス等利用計画案

就労選択支援の利用手続に当たって必要となるサービス等利用計画案としては、「セルフプラン」が基本となることが想定されますが、計画相談支援を利用することも可能です。

＜計画相談支援を利用する場合の留意点＞

障害児相談支援を既に利用していて、新たに計画相談支援を利用する場合の取扱いは、以下のとおりとなります。

- ① 計画相談支援と障害児相談支援を両方の指定を受けている事業所の場合
→ 両方の計画を一体的に作成する（報酬は、障害児相談支援のみ）
- ② 計画相談支援と障害児相談支援が別の事業所の場合
→ それぞれの計画を作成する（報酬は、障害児相談支援のみ）

(4) 2次アセスメント（就労選択支援）の実施基本期間と支給量等

利用者	実施基本期間	支給量と支給決定期間
支援学校等 在校生	3日間 ※ ここでいう期間は、作業場面等を活用した状況把握の実施期間	支給量：就労選択支援10日／月 (状況に応じて必要日数／月) 支給決定期間：原則2か月 ※ 原則、支給決定期間内に2次アセスメント（「作業場面等を活用した状況把握」+「多機関連携会議」）終える必要があります。

(5) 2次アセスメント（就労選択支援）の実施時期

原則、高等部2年生時に就労選択支援事業所によるアセスメントを受ける。

- ※ 職業学科及び京都府立特別支援学校の場合は、必要となった適宜の時点でアセスメントを受ける。

(6) 2次アセスメント（就労選択支援）の実施方法

①～④の方法がありますが、円滑に実施する観点から、②の方法によることが基本となるものと想定しています。

- ① 就労選択支援事業所への通所
- ② 就労選択支援事業所が校内実習の場面に outward
- ③ 就労選択支援事業所が校外実習の場面に outward
- ④ 他のアセスメント機関により同様のアセスメントが既に実施されている場合は、就労選択支援事業所と相談の上、以下a～cの対応が可能であれば、当該アセスメント結果を活用（＝作業場面等を活用した状況把握を省略可とする。多機関連携会議の実施は必要。）することができます。

なお、既に実施されたアセスメント結果を活用する場合は、以下a～cを満たす必要があります。

- a 本市が定めたアセスメントシートの評価項目を含む内容について評価が実施されていること。
- b 1年以内に実施されたアセスメント結果であること。
- c 多機関連携会議にはアセスメントを実施した機関も参加必須とする。

4 就労選択支援事業所で2次アセスメントを受けることができないと思われる方への対応について

「原則の対象者」以外の方がB型の利用を希望される場合には、事前に就労選択支援事業所によるアセスメントを受けていただく必要がありますが、希望者の中には、その障害の特性や当人の状態から通常のアセスメントを受けること自体が適切ではないと思われる方も一定数存在するため、本市が独自で定めた基準に該当する方については、就労選択支援事業所によるアセスメントを免除し、代わりに本市が委託する事業者（京都障害者就業・生活支援センター）において、書類によるアセスメントを実施します。

書類による2次アセスメントの委託先

【京都障害者就業・生活支援センター】

〒606-0846

京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内

電話：075-702-3725

運営法人：社会福祉法人京都総合福祉協会

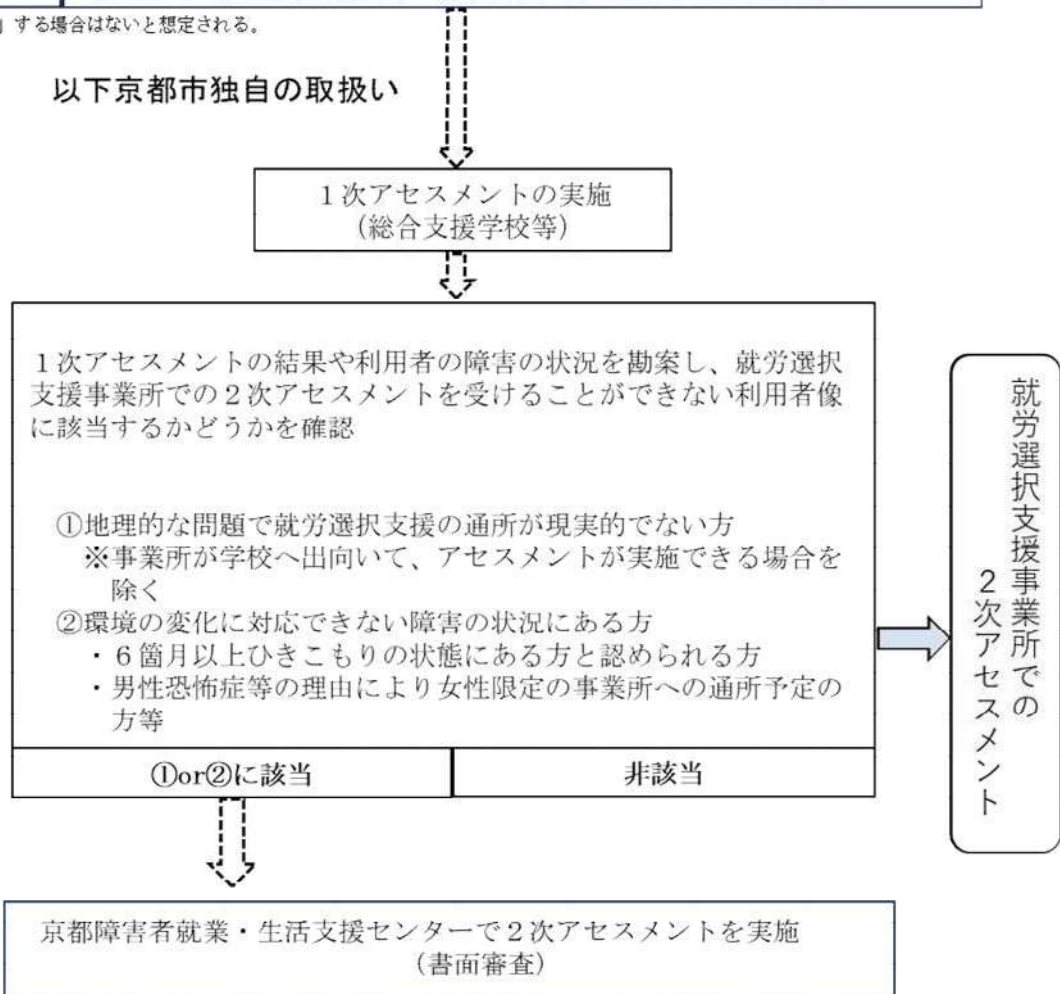
※ 2次アセスメントに係る書類は上記住所に送付をお願いします。

5 アセスメントの要否、実施者の判断の流れ

条件	<p>①就労経験がある方で、年齢や体力面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②年齢が50歳以上の方又は障害基礎年金1級を受給されている方</p> <p>※ 一般就労中の一時的な利用の場合 令和6年度報酬改定により認められることとなった「一般就労中の一時的な利用」として就Bを利用する場合（i 労働時間延長支援型、ii 復職支援型、iii 就労継続支援短時間型）については、①及び②とは別に、個別に対象者・利用条件が定められています。</p>
該当	非該当（就労継続支援B型の利用に際してアセスメントが必要な方）

※「該当」する場合はないと想定される。

以下京都市独自の取扱い



6 就労選択支援の利用に係るスケジュール（全体像）について

以下のスケジュールは、地域制等（北、北（中央分校）、東、西、呉竹、京都教育大学附属）の総合支援学校等の高等部2年生を想定したものです。職業学科（白河、東山、鳴滝）の総合支援学校及び京都府立特別支援学校は、適宜就労選択支援を利用いただきます。

	前年度		X年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
京都市 (障害保健福祉推進室) (保健福祉センター)		学年名簿・者みなし名簿作成依頼 (児童福祉C)者みなし認定依頼	学年名簿・者みなし名簿を各区へ共有											
就労選択支援 事業所														
総合支援学校等	主として利用する事業所の決定	2次アセスメント(多機関連携会議含む)のおよその実施時期の調整	学年名簿・者みなし名簿作成	保護者説明会の実施	2次アセスメント(多機関連携会議含む)の実施時期・実施方法を調整	1次アセスメントの実施	1次アセスメントの結果を就労選択支援事業所へ提出	保健福祉センターへ支給申請者一覧を情報提供	順次、2次アセスメント(多機関連携会議含む)を実施	③ 区から受け取った支給決定書・受給者証を本人保護者へ送付	④ 受給者証の写しを事業所へ提出			
本人・保護者									①【就労選択支援利用のための利用申請】 ※保健福祉センターの窓口で聞き取りあり	⑤利用契約書の締結				

※「支給決定」→「利用契約」までの動きは、手順の順序の番号を振っています。

7 就労選択支援の利用に係る流れ（時期・主体ごとの詳細）について

以下では、高等部2年生の1年間の流れについて、時期ごと・主体（関係者）ごとに具体的にお示しします。地域制等（北、北（中央分校）、東、西、呉竹、京都教育大学附属）の総合支援学校等の高等部2年生を想定したものであり、職業学科（白河、東山、鳴滝）の総合支援学校及び京都府立特別支援学校においては、性質に応じ、適宜就労選択支援を利用いただきます。

<日程調整に際しての留意点>

- ・ 就労選択支援を利用する場合、作業場面等を活用したアセスメント（以下「作業場面でのアセスメント」という。）に加えて、多機関連携会議を実施する必要があります。
- ・ 原則、支給決定期間内に作業場面でのアセスメント及び多機関連携会議を実施する必要があります。
- ・ 支給決定期間内に多機関連携会議まで完了しなかった場合は、再度の支給決定を得る手続が必要となります。この場合、次の点にも注意してください。

■ 計画相談支援を利用している場合

再度の就労選択支援の支給決定に当たり、改めて、計画相談支援事業所によるサービス等利用計画案の提出が必要となります。このような煩雑な処理を極力回避するため、計画相談支援を利用されている場合は、当初の支給決定期間内で作業場面でのアセスメント及び多機関連携会議を実施することができるよう、特に積極的な調整をお願いします。

■ セルフプランの場合

再度の就労選択支援の支給決定に当たり、改めて、セルフプランの提出が必要となります。

[1年間の流れ]

①3月～4月頃

【支援学校等】

- 支援学校等が、主として利用する就労選択支援事業所を決定する。（事業所は複数でも差し支えありません。）

※ 本人・保護者が、主として利用する事業所以外を希望する場合は、希望事業所を利用して差し支えありません。

※ 令和9年度以降は、9月～11月頃に、職業学科の高等部3年生の就労選択支援の利用が想定されますので、日程調整に当たってはご留意ください。
（各学校1～3名程度）

- 就労選択支援事業所におおよその対象人数と実施希望時期を伝え、おおよその2次アセスメント（「作業場面でのアセスメント」＋「多機関連携会議」）の実施時期を調整する。

【就労選択支援事業所】

- 支援学校等から連絡があれば、おおよその2次アセスメント（「作業場面でのアセスメント」＋「多機関連携会議」）の実施時期を調整する。

【障害保健福祉推進室→支援学校等】

- 高等部2・3年生の全体名簿及び障害者とみなす対象者リストの作成を依頼する。



② 4月～5月頃

【支援学校等】

- 進路に関する保護者説明会の実施。

【障害保健福祉推進→保健福祉センター】

- 対象者を障害者とみなす手続きの実施。
- 保健福祉センターへ高等部2・3年生の全体名簿及び者みなし対象者リストを共有。



③ 6月頃～順次（2次アセスメント実施までを目途に）

【支援学校等】

- 1次アセスメントを実施
 - ・ 1次アセスメントの際に、就労選択支援事業所での2次アセスメント免除要件に該当するかを確認。

<必要書類>

- ・ **様式1-1** 1次アセスメントシート（支援学校等在校生用）

【支援学校等→就労選択支援事業所】

- 就労選択支援事業所と2次アセスメント（「作業場面でのアセスメント」＋「多機関連携会議」）の実施時期・実施方法の詳細を調整。
 - ・ 作業場面でのアセスメントは、学校の教育課程に位置付けられた校内実習の場（ワークスタディ等）での実施を想定しています。
 - ・ 校内実習の場（ワークスタディ等）以外に別途ワークサンプルの持ち込み等がある場合がありますので、適宜、就労選択支援事業所と調整してください。

【就労選択支援事業所→支援学校等】

- 就労選択支援事業所と2次アセスメント（「作業場面でのアセスメント」＋「多機関連携会議」）の実施時期・実施方法の詳細を調整。

- ・ 各学校の教育課程に位置付けられた校内実習の場（ワークスタディ等）での2次アセスメントの実施を想定しています。
- ・ 校内実習の場（ワークスタディ等）以外に別途ワークサンプルを持ち込み等を実施する場合は、適宜支援学校等と調整してください。



④ 7月頃～順次

【支援学校等→就労選択支援事業所】

- 1次アセスメントの結果を就労選択支援事業所へ提出。

<必要書類>

- ・ **様式1-1** 1次アセスメントシート（支援学校等在校生用）
- ・ **様式2-1** 2次アセスメント実施依頼票（支援学校等在校生用）
- ・ **様式4** セルフプラン用サービス等利用計画案の写し（原本は保健福祉センター）
※ 計画相談支援を利用している場合は、計画相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案の写し
- ・ **その他** 生徒に対する指導状況が分かるもの

【支援学校等→京都障害者就業・生活支援センター】

- 就労選択支援の利用になじまない場合は、京都障害者・就業生活支援センターに書類による2次アセスメントを順次依頼。

<必要書類>

- ・ **様式1-1** 1次アセスメントシート（支援学校等在校生用）
- ・ **様式2-2** 2次アセスメント実施依頼票（支援学校等在校生用）
- ・ **その他** 利用者（生徒）に対する指導状況が分かるもの
※ 書類による2次アセスメントの場合は、セルフプラン用サービス等利用計画案もしくはサービス等利用計画案の提出は不要とします。

【支援学校等→本人・保護者】※ 就労選択支援を利用する場合のみ

- 「様式5」支給決定依頼書」を作成し、本人・保護者へ配布。
 - ※ 様式5に記載している、申請時の注意事項について、確認いただくよう、本人・保護者へご案内をお願いします。

様式5の「就労選択支援の利用期間」について

- ※ 支給決定依頼書に利用期間＝2次アセスメント（「作業場面でのアセスメント」＋「多機関連携会議」）の実施期間を記載してください。
- ※ 最大2か月（月途中からの場合は、翌月から起算して2か月）の支給決定が可能です。余裕を持った期間の設定をしてください。

(例) 11月15日～ 1月25日… 可（端数＋2か月）
11月 1日～12月31日… 可（2か月）
11月 1日～ 1月25日…不可（3か月）

【支援学校等→保健福祉センター】

- 各保健福祉センターへ就労選択支援の支給申請を行う生徒一覧を情報提供する。

<必要書類>

- ・ 様式6 就労選択支援支給申請者一覧

【本人・保護者→保健福祉センター】（2次アセスメントの1～2か月前を目途に）

- 保健福祉センターへ就労選択支援の利用申請に必要な書類を提出
 - ※ 窓口で保健福祉センターのケースワーカーが簡単な聞き取りを行います。（保護者のみの来所でも可）

<必要書類>

- ・ 支給申請書
- ・ 様式4 就労選択支援の利用に係るセルフプラン用サービス等利用計画案
or サービス等利用計画案
- ・ 様式5 支給決定依頼書（支援学校等在校生用）



④ 8月頃～

【保健福祉センター→本人・保護者（支援学校等）】

- （申請受理後、順次）支給決定
 - ※ 認定調査及び概況調査は不要
 - ※ 本人・保護者（保護者のみでも可）が、申請に来所した際に、障害の程度を含めた心身の状況等について聞き取りを行ってください。
- 支給決定書・福祉サービス等受給者証等は、学校を通じて本人・保護者へ送付（保健福祉センター→学校ごとに送付）。

【支援学校等→本人・保護者】

- 支給決定書・福祉サービス等受給者証等を本人・保護者へ送付。
- 利用契約書について、事業所が作成したひな形を本人・保護者へ事前に送付。

【支援学校等→就労選択支援事業所】

- 福祉サービス等受給者証の写しを事業所へ提出。

【本人・保護者→就労選択支援事業所】

- 利用契約書の締結

【就労選択支援事業所→（支援学校等→）本人・保護者】

- 契約書のひな形を学校へ送付
- 利用契約書の締結

<契約の締結について>

契約の締結については、円滑に実施するために、以下のような方法が考えられます。

■契約書等のひな形を学校を通じて事前に配布し、本人・保護者には、あらかじめ目を通しておいていただいたうえで、本人・保護者には、学校（もしくは事業所）に来てもらい、事業所から内容説明をしたうえで、署名・捺印をもらう。

加えて、以下のような工夫も考えられます。

※契約内容の説明は、複数人のグループごとに実施する。

※契約書については、事前に目を通していただき、疑義がある部分についてのみ当日説明をする。

※初回面談に併せて契約内容の疑義がある部分についての説明をする。

- 学校から福祉サービス等受給者証の写しを受理



⑤ 9月頃～

【就労選択支援事業所】

○ 順次、作業場面でのアセスメントを実施。

○ 多機関連携会議の参加者への出席依頼・多機関連携会議の実施。

＜多機関連携会議の参加者について＞

- ・ 本人・保護者・進路指導主事（担任の先生）は必須とします。
- ・ 計画相談支援を利用している場合は、計画相談支援事業所は原則参加とします。
- ・ 障害保健福祉課CWは、可能な限り参加とします。
- ・ その他関係者は必要に応じて招集してください。

※ 多機関連携会議の開催・参加はオンラインでも可。

※ 日程の都合上、不参加となった関係者については、後日、就労選択支援事業所から情報共有を行う。

＜多機関連携会議で使用する書類＞

- ・ 様式1-2 2次アセスメントシート（支援学校等在校生用）
- ・ 様式3-1 アセスメント結果票
- ・ その他 必要書類

【支援学校等】

○ 2次アセスメント（「作業場面でのアセスメント」＋「多機関連携会議」）について、円滑に実施できるよう、適宜、事業所との連携をお願いします。

○ 多機関連携会議への参加

＜高等部3年生時について＞

卒業後に利用するサービスの支給申請の際は、支給申請書及びサービス等利用計画案を各学校でとりまとめ、各保健福祉センターへ提出をお願いします。（様式3-1アセスメント結果票及び様式1-22次アセスメントシートについては、各区・支所で保管しているため、提出は不要です。）

【本人・保護者】

○ 作業場面でのアセスメントを受ける。

○ 多機関連携会議への参加。

※ 様式3-1アセスメント結果票及び様式1-22次アセスメントシートは、ご家庭で大切に保管をお願いします。

【保健福祉センター】

○ 多機関連携会議への参加。

※ 受理したアセスメント結果票及び2次アセスメントシートは、卒業後のB型の支給決定の際の必要書類としますので、台帳で保管をお願いします。

※ 支給決定の際は、本人・保護者や学校から、アセスメント結果票及び2次アセスメントシートの改めての提出は求めませんので、台帳に保管されている結果票及びアセスメントシートを確認してください。

【京都障害者・就業生活支援センター→支援学校等、本人・保護者】

※ 就労選択支援の利用になじまない場合

- 書類による2次アセスメントの実施。
- アセスメントの実施報告を支援学校、本人・保護者へ返却。

＜必要書類＞

- ・ 様式1-2 2次アセスメントシート（支援学校等在校生用）
- ・ 様式3-2 アセスメント結果票

【支援学校等】

＜高等部3年生時について＞

卒業後に利用するサービスの支給決定の際は、支給申請書、サービス等利用計画案、様式3-2アセスメント結果票及び1-22次アセスメントシートを各学校でとりまとめ、各保健福祉センターへ提出をお願いします。

【本人・保護者】

※ 就労選択支援の利用になじまない場合

様式3-2アセスメント結果票及び1-22次アセスメントシートは、ご家庭で大切に保管をお願いします。

※ 当初の支給決定期間内に多機関連携会議が終了しない場合（2回目の支給決定）

⑥多機関連携会議実施の1か月前を目途

【本人・保護者→支援学校等→保健福祉センター】

- 保健福祉センターへ就労選択支援の利用申請に必要な書類を提出。
- ※ 支援学校等において必要書類を取りまとめ、保健福祉センターへ提出してください。
- ※ 当初の申請時に実施した保健福祉センターから本人・保護者への聞き取りは、重ねては行いません。

<必要書類>

- ・ 支給申請書
 - ・ **様式4** 就労選択支援の利用に係るセルフプラン用サービス等利用計画案
or サービス等利用計画案
 - ・ **様式5** 支給決定依頼書（支援学校等在校生用）
- ※ 支給決定依頼書に支給決定期間（多機関連携会議を行う期間）を記載してください。
- ※ 今回の支給決定機関は、1か月とします。

【保健福祉センター→本人・保護者（支援学校等）】

- （申請受理後、順次）支給決定
 - ※ 認定調査及、概況調査は不要
 - ※ 障害の程度を含めた心身の状況等について聞き取りも不要とします。
- 支給決定書・福祉サービス等受給者証等は、学校を通じて本人・保護者へ送付（保健福祉センター→学校ごとに送付）

【支援学校等→本人・保護者】

- 支給決定書・福祉サービス等受給者証等を本人・保護者へ送付。

【支援学校等→就労選択支援事業所】

- 福祉サービス等受給者証の写しを事業所へ提出。

【本人・保護者→（支援学校等→）就労選択支援事業所】

- （必要であれば）利用契約書の締結。

8 Q & A

問1	放課後等デイサービスを利用している児童について、障害者とみなして就労アセスメントのための支給決定を行った場合、引き続き放課後等デイサービスを利用することはできるか。
----	--

(答) 就労アセスメントのために、障害者とみなした場合でも、引き続き放課後等デイサービスを利用することは可能です。

また、就労アセスメントのために就労選択支援を利用する場合に限り、同一日に放課後等デイサービスと就労選択支援を利用することが可能です。

(出典) 厚生労働省「就労選択支援の実施について」

問2	例年4月～5月頃に就労選択支援(就労移行支援)でアセスメントを実施するため、障害者とみなす手続きが実施されているが、そこで「適当」と判断された者は、就労選択支援(就労移行支援)以外の障害者のサービスを利用できるのか。
----	--

(答) 利用できません。

例年4月～5月頃に、障害保健福祉推進室が一括で実施する手続きは、あくまで、アセスメントを実施するための就労選択支援(就労移行支援)の支給についての適否に関するものです。

他の障害福祉サービスを利用する場合は、別途、障害者とみなす手続きが必要です。

なお、他の障害福祉サービスを利用するに当たって、障害者とみなす手続きを行い、「適当」と認められた場合については、従来の取扱いのとおり、原則、児童福祉法に基づくサービスは利用できません。